

賠償額を認定するものであるが、本件事故に至るまでの経過を含めた被告の行為態様等については、認定事実第1款及び第2款のとおりであるところ、〈1〉事案は異なるものの、原告らが参照すべき判例として掲げている b e 原発訴訟判決（最高裁判所昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁）の判決文の一部を下記（2）において抜粋し、さらに、参考として、〈2〉被告が平成25年3月29日付けで作成した「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」（甲A45）の冒頭にある「1. 全体概要」の「(1) 福島原子力事故に対する反省」に記載されている部分の一部を下記（3）において抜粋すると、次のとおりである。

（2） b e 原発訴訟判決

ア 「規制法24条1項4号は、原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不斷に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分首肯し得るところである。」

イ 「また、規制法24条1項3号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項4号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起らぬようするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。」

（3） 福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン

ア 反省1：原子力発電所設備面の不備について

「当社は、福島第一原子力発電所の設置の許可を得るために、1966年7月に原子力発電設備の仕様や安全設計方針、安全解析の結果を記載した設置許可申請書を国に提出しました。そこでは、事故が生じた際には多重の安全設備が確実に機能して、原子炉の停止、冷却、放射性物質の放出防止が図されることを説明しています。しかしながら、2001年3月11日の地震と津波により、安全設備のほとんど全てが機能喪失しました。このような事態に至ってしまったのは、設計段階から外的事象（地震と津波）を起因とする共通原因故障への配慮が足りず、全電源喪失という過酷な状況を招いたことが原因です。」

「更に、運転開始後にも米国のテロ対策……に代表される海外の安全性強化策や運転経験の情報を収集・分析して活用したり、新たな技術的な知見を踏まえたりする等の継続的なリスク低減の努力が足りず、過酷事故への備えが設備面でも人的な面でも不十分でした。」

「以上のことから、当社は、設計段階の技術力不足、更にその後の継続的な安全性向上の努力不足により、炉心溶融、更には広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故を引き起こしたことを深く反省します。」

イ 反省2：事故時の広報活動について

「2011年3月11日の事故発生以降、広報活動全般が、迅速さとの確さを欠いていました。特に炉心溶融が生じていることを公表したのは、5月24日と大幅に遅れました。この遅延の原因は、

- a. 状況を誤って認識していたこと
- b. 迅速に公表するという積極的な姿勢が不足していたこと
- c. 外部との調整に時間を要したこと

がありました。」

「広報活動の迅速さとの確さを欠いた結果、当社が立地区域のみなさま、全国・全世界の方々の不安や不信を招いてしまったことを深く反省します。」

2 概括的な評価

前掲 b e 原発訴訟判決等に照らすと、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、原子力事業者である被告には、一般に、このような災害を万が一にも引き起こしてはならないことが期待され、かつ、要求されていたといえるところ、それにもかかわらず、認定事実第1款及び第2款のような経過で本件事故が発生し、被告においても、本件事故発生前後の状況につき反省すべき点があることを明らかにしていることなどの事情は、慰謝料額を認定するに当たって考慮すべきである。

第4款 原告らの慰謝料額について

そこで、本件訴訟に現れている諸事情を総合的に考慮して、原告らの慰謝料額を認定すると、次のとおりである。

1 本件事故発生時における生活の本拠の所在地について

（1） 前提事実1（1）ア、認定事実第4款1によれば、原告ら（ただし、原告番号20-3、82-7、60-3、61-4の原告らを除く。）は、本件事故発生時、避難指示区域内又は旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠を有していたものと認められる。

（2） なお、原告番号37の原告については、本件事故発生時、避難指示区域内に生活の本拠を有していたか否かに関して争いがあるところ、同原告の予備的請求についての認定判断は、別紙8「個別の原告に関する認定判断についての補足説明」記載2（2）のとおりである。

（3） また、原告番号20-3、82-7、60-3の原告らは、本件事故発生時、避難指示区域内又は旧緊急時避

難準備区域内に生活の本拠を有しておらず、原告番号61-4の原告は、本件事故当時、出生していなかったものと認められる。これらの原告らの予備的請求についての認定判断は、別紙8「個別の原告に関する認定判断についての補足説明」記載2(1)、(3)～(5)記載のとおりである。

2 本件事故発生当時居住していた地域における平穏な生活や当該地域における地域社会から享受していた利益の侵害等について

(1) 本件事故発生当時、避難指示区域内又は旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠を有していた原告ら（以下、特に付記しない限り、本款において、「原告ら」とは、本件事故発生当時、避難指示区域内又は旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠を有していた原告らを指すものとする。）は、本件事故発生前は、地域において、他の地域住民と交流し、仕事をし、自宅で家族と過ごし、自然と触れ合うなどして、地域において平穏な日常生活を送っていたところ、本件事故によって、突如として避難を余儀なくされ、地域における平穏な日常生活が害され、日常生活の基盤である地域社会から享受していた利益を長期間にわたって喪失し、地域住民との交流、仕事を通じた生きがい、自宅での家族との生活、自然との触れ合い、そして、精神のよりどころまで失うこととなった。

そして、原告らは、不十分な情報しか得られない中で、着の身着のまま、避難を開始し、避難所等において過酷な状態での避難生活を余儀なくされ、親族宅や知人宅に避難した者も、親戚や知人への気兼ねなどから、ストレスの多い避難生活を余儀なくされた。また、原告らは、狭く簡易な構造の仮設住宅においては、暑さや寒さ、生活音などによる、ストレスの多い避難生活を余儀なくされ、また、借上げ住宅においては、慣れない集合住宅での生活などを余儀なくされた。そして、原告らは、地域住民との人間関係を絶たれ、見知らぬ土地で生活を始めなければならず、先行きの見えない不安の中で、疎外感や孤独感を抱えながら、避難生活を続けざるを得なかつた。また、原告らは、避難する過程で被ばくしたことについて、健康不安を抱えており、子供を被ばくさせてしまったのではないかとの不安を抱いている原告らは少なくない。さらに、原告らの中には、従前の仕事を失い、避難先においても仕事が見付からないまま、避難生活を続けざるを得ず、生きがいのない無為の生活を送っていると訴える者も多い。加えて、本件事故発生前には同居していた家族が別々の住居で避難生活することを余儀なくされたケースや、親世代と子世代の家族が近隣に住居を構えて密接に交流していたが、別々の地域において避難生活をすることを余儀なくされたケースも少なくない。また、賠償金の支払の有無や金額等をめぐって、これらにつき差異が生じることはやむを得ない面があるとしても、避難者同士のあづれきや避難者と避難先住民との間のあづれきが生じ、また、家族問においても、仮設住宅等の狭い空間で長い時間暮らすことで、様々なあづれきが生じたことも多かった。さらに、身体的あるいは精神的な不調を訴える原告らは多く、かかる事実は、避難生活によるストレスが強度であったことを裏付けている。

加えて、平成23年9月30日に緊急時避難準備区域が解除され、また、平成26年4月1日から平成29年4月までの間に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が解除されたところ、地域によって、帰還した住民の割合やインフラの復旧の程度は大きく異なるものの、被ばくの不安及びそれに伴う行動制限に対する懸念などから、帰還していない住民も多く、帰還した原告らは、被ばくへの不安を抱えながら、不便な生活を余儀なくされ、また、復旧に向けて多大な努力を余儀なくされている。

以上によれば、原告らは、本件事故発生当時居住していた地域における平穏な生活を害され、過酷な避難生活を強いられた上、当該地域における地域社会から享受していた利益を失うなどしているところ、これらの複合する諸事情により精神的損害を受けたことは明らかであるから、このような意味合いで、原告らが主張している故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料とが併せて発生するものと認めるのが相当である。

(2) 原告らは、地域における平穏な日常生活が奪われることによる損害や、地域社会がもたらす様々な利益の享受の実態が各人によって異なることがあるのは当然であり、これらの権利利益は、地域社会における平穏な日常生活全般として、総体として捉えられるべきであると主張し、また、原告ごとに個別の事情の差異を挙げることが可能であるとしても、慰謝料の評価には、原則として影響を及ぼさないと解すべきであると主張する。

しかしながら、避難指示区域や旧緊急時避難準備区域の指定解除の時期や見通しは区域ごとに異なり、それに伴って、帰還者の有無や割合、生活基盤の復旧の程度は大きく異なるから、慰謝料額の認定に当たって、これらの差異を無視するのは相当ではない。

すなわち、帰還困難区域は、現時点においても、指定が解除されておらず、解除される時期も明らかではない。他方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、a c町又はa b町に設定されたものを除き、平成29年4月1日までに全ての指定が解除され、また、緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に指定が解除され、現時点において住民の約8割が帰還している地域もある。

このような区域ごとの差異を無視して、原告ら全員に共通する被害の限度で、慰謝料額を認定するのであれば、本件事故発生当時に帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた原告らについて、最も被害が少ないであろうと思われる旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らと同程度の金額に限定して賠償を認めることとなるが、一方において、賠償金の支払の有無や金額等をめぐる避難者同士のあづれきに悩む原告らがいるとしても、他方において、本件訴訟における原告らの合理的意思に照らすと、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた原告らに対する賠償について、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告らと共に通する部分の賠償額に限定して請求しているものではないと解される。

(3) したがって、慰謝料額の認定に当たっては、帰還困難区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域、又は旧緊急時避難準備区域といった区分に応じて認定することが相当である。

もっとも、避難指示区域のうち居住制限区域や避難指示解除準備区域にあっては、本件訴訟の原告らに関わる限りでも、a e町においては平成27年9月5日に、N市においては平成28年7月12日に、a a町においては平成29年3月31日に、a d町においては同年4月1日にそれぞれ解除されており（前提事実11）、その解除の時期に一定の隔たりがあることに照らすと、これらの解除の時期に応じ更に区分して慰謝料額の認定をする余地もないわけではないが、このように細分化することは本件訴訟における原告らの意図から甚だしくかい離することになるものと解されるから、上記時期の違いには関わらずに、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた原告らにつき共通する部分の賠償額を認定する。

3 慰謝料額の認定

(1) そこで検討を進めると、証拠（乙A4、乙B5～11、乙B24～48、乙B61～64、乙B66、乙B67、乙B69、乙B70）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告らに対し、「検査費用」、「避難費用」、「一時立入費

用」、「帰宅費用」、「生命・身体的損害」、「精神的損害（「生命・身体的損害」を除く。）」、「営業損害」、「就労不能等に伴う損害」、「財物価値の喪失、減少等」などの損害項目について、既に損害の賠償をし、又は訴訟外における直接請求に応じる用意があるものと認められる。

そして、原告らは、故郷喪失・変容慰謝料に関し、故郷の喪失・変容という損害総体について、個別の損害項目では評価し尽されない損害をくくり出して、包括的に賠償請求していると主張している。

そうすると、慰謝料の額を認定するに当たっては、個別の損害項目の損害額を算定するに当たって考慮されない事情をしんしゃくすべきであり、反対に、個別の損害項目の損害額を算定するに当たって考慮される事情をしんしゃくすべきではないと解される。

(2) また、証拠（乙B38）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告らに対し、〈1〉本件事故により避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害、〈2〉本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等について、「生命・身体的損害」として、既に損害を賠償していることが認められる。

そして、原告らは、避難慰謝料に関し、原告らが強いられている避難生活は過酷なものであり、原告らの多くは、不眠や抑鬱状態に陥り、不安、焦燥感、絶望感などに苦しみ、あるいは様々な体調不良を訴えているが、このような精神疾患や体調不良による精神的苦痛を、独立した請求原因事実として賠償を請求していないと主張している。

そうすると、避難生活による健康状態の悪化等は、「生命・身体的損害」の額を算定するに当たって考慮される事情であって、避難慰謝料の額を算定するに当たって、少なくとも直接的にしんしゃくすべきではないと解される。

(3) 以上によれば、原告らが主張する故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料の全ての要素を包括的・総合的に評価し、原告らの本件事故発生前の生活状況と本件事故発生後の生活状況とを比較して、避難前の生活の破壊・喪失の有無や程度及び避難先における日常生活阻害の有無や程度を判断し、その上で、〈1〉帰還困難区域又はa c町若しくはa b町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（なお、認定事実第7款2（10）のとおり、被告の賠償基準によれば、これらの地域に生活の本拠があつた者の精神的損害に係る賠償額は、一般的に1人当たり1450万円）、〈2〉居住制限区域又は避難指示解除準備区域（同じく1人当たり850万円）、〈3〉旧緊急時避難準備区域（同じく1人当たり180万円）などの区域ごとに、原告らに共通する性質、程度の被害のうち、個別の損害項目の損害額を算定するに当たって考慮されないものをしんしゃくすることになる（もっとも、本件訴訟では、a c町又はa b町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた原告はいないから、これらの区域に係る慰謝料額の認定は不要である。）。

(4) 以上の見地から、別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」のく避難生活に伴う精神的損害を基礎付ける事実>欄及びく故郷喪失による精神的損害を基礎付ける事実>欄記載の各事情を含む認定事実に係る主張立証がされている原告らにおいて本件訴訟に現れている諸事情を総合的に考慮すると、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料の額は、他に特段の事情がない限り、本件事故発生当时、〈1〉帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり1600万円、〈2〉居住制限区域又は避難指示解除準備区域（ただし、a c町又はa b町を除く。）に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり1000万円、〈3〉旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては1人当たり250万円と認めるのが相当である。

そして、特段の事情として、避難所等において避難生活をした原告ら、要介護の状態にある原告ら、要介護者を介護している原告ら、本件事故発生當時に妊娠中であった原告ら等については、それらの個別事情をも類型的に考慮して、慰謝料額を認定することが相当であり、具体的には、避難所等において避難生活をした原告らについてはその期間に応じて月額2万円を増額し、また、要介護の状態にある原告らや要介護者を介護している原告らについては要介護状態の程度に応じて月額1万円から2万円を増額し、さらに、平成23年4月23日から平成24年8月31日までの間に避難等対象区域又は自主的避難等対象区域内に避難又は滞在していた18歳以下の原告ら及び妊娠していた原告らについては自主的避難対象者に係る賠償と同様の賠償を追加的に認めるのが相当である。また、本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた原告らのうち、平成25年9月1日時点において中学生以下であったもの及び同日時点において高等学校に在籍し、かつ年齢が15歳から18歳であったものについては、35万円を追加的に認めるのが相当である。さらに、原子力損害賠償紛争解決センター等において、慰謝料額について被告との間で合意した原告らについては、当該合意の内容をも考慮して、慰謝料額を認定することとする。

4 前記3認定の慰謝料を更に特別に増額すべき事情の有無について

(1) 被告の故意又はこれと同視すべき重過失の有無

ア 検討の方針

前記3認定の慰謝料は、認定事実に係る被告の行為態様等も考慮に入れた額であるが、原告らは、慰謝料額の認定に当たって、本件事故に係る被告の故意又は過失の態様を考慮して慰謝料額を増額すべきであると主張しているので、以下では、被告の行為態様等において、前記3認定の慰謝料を更に特別に増額すべき事由として、本件事故につき、被告に故意又はこれと同視すべき重過失があるといえるかどうかという観点から検討をする。

もっとも、本件では、被告が原賠法3条1項に基づく無過失責任を負うことに争いはなく、本判決もこのことを前提としてその賠償額を認定するものであるから、ここで故意又は過失というも、それは責任論におけるものではなく、慰謝料額の認定という損害論における事情の一つとして検討するものである。

イ 予見可能性の対象等

(ア) 原告らは、まず、設計基準事象を適切に設定して必要な対策を探るべき結果回避義務の前提となる予見可能性の対象については、「本件地震のような巨大地震及びこれによる巨大津波が発生すること」の予見を必要とするものではなく、「福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及び津波が発生すること」について予見することができれば足りると主張し、また、シビアアクシデント対策としての全交流電源喪失対策をなすべき結果回避義務の前提となる予見可能性の対象については、地震や津波といった原因事象そのものの予見を必要とするものではなく、「全交流電源喪失事象が発生し得ることを前提とした対策が必要であること」について予見することができれば足りると主張するところ、これに対し、被告は、本件事故についての予見可能性の対象は、飽くまで本件津波又はこれと同程度の津波が発生することであると主張している。

(イ) そこで検討するに、一般に、予見可能性は、結果発生を回避するために必要な結果回避措置を講じることを法的

に義務付けるための前提となるものであるから、実際に発生した具体的な因果経過の詳細についての予見可能性までは必要でないものの、結果発生に至る因果経過の基本的部分についての予見可能性があることは必要であると解される。

a これを本件についてみると、福島第一原発の敷地高を超える程度の津波が到来して全交流電源を喪失する事態が発生する可能性があることについて認識し得たとしても、敷地高をどの程度超える津波であるのかや、その持続時間、水量等によって、被告が採るべき結果回避措置の内容は異なる。これは、例えば、敷地高を超える程度の津波が到来することを予見して当該津波が福島第一原発の敷地に遡上することを防止するために防潮堤を設置すべきであったとしても、その防潮堤の高さや位置については、予見可能な津波の浸水高などを踏まえて決定する必要があるし、また、仮に、海水が建屋内に流入しないようするために非常用ディーゼル発電機（D G）の吸気ルーバをかさ上げすべきであったとしても、吸気ルーバをかさ上げする高さについては、同様に、予見可能な津波の浸水高などを踏まえて決定する必要があるものというべきだからである。

したがって、「福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及び津波が発生すること」について予見することができれば足りるという原告らの主張は、直ちに採用することはできない。

b 次に、何らかの原因により全交流電源を喪失する事態が発生する可能性があることを認識し得たとしても、その原因となる事象によって被告が採るべき結果回避措置は異なるから、前記aと同様、地震や津波といった原因事象そのものの予見は必要ではなく、「全交流電源喪失事象が発生し得ることを前提とした対策が必要であること」について予見できれば足りるという原告らの主張は採用することができない。

(ウ) そして、殊に本判決においては、前記アのとおり、損害論における事情の一つとして予見可能性の有無を検討しているところ、その慰謝料額の認定に当たっては、現実に生起した事象に即して判断すべきであるから、慰謝料額認定の一事情として予見可能性の有無を判断するならば、本件地震及び本件津波という現実に生じた事象に対応した検討をすることになり、この点につき、認定事実（第2款1及び2等）によれば、本件事故発生前、少なくとも我が国の専門機関において、複数の領域が連動し、広域の震源域を持つM 9. 0 の巨大地震が発生する可能性を指摘したことはなかったことを認めることができる。

(エ) もっとも、他方において、本件では、被告が最大津波高さを福島第一原発の敷地南側（O. P. + 10 m）でO. P. + 15. 707 m（浸水深5. 707 m）とする平成20年津波試算を受領していること（認定事実第1款18

(1)）等の事情も認められるところ、損害論における事情の一つとして慰謝料を特別に増額する事由（故意又はこれと同視すべき重過失）があるかを判断するというのであれば、本件事故に至る経過を含めた行為態様等についても、前記（ウ）のとおり、現実に生起した事象（すなわち、具体的な事実経過）に即した検討を必要とするものというべきであるから、本件において看取することができる具体的な事実経過に即して、前記3認定の慰謝料を更に特別に増額する事由があるかどうかを、以下、検討する。

ウ 被告が予見することのできた福島第一原発に係る地震、津波及び全交流電源喪失等の可能性について

(ア) 巨大地震の予見可能性

認定事実（第1款7（4）オ）によれば、地震調査研究推進本部は、平成14年7月、平成14年長期評価を公表して、日本海溝沿いの領域のうち、三陸沖からいわき沖までの領域では、慶長三陸地震、延宝房総沖地震、明治三陸地震のようなM 8クラスのプレート間の大地震が約133年に1回の割合で発生しており、今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度と推定されるという見解を明らかにしていたのであるから、被告は、平成14年長期評価が公表された頃には、福島沖を含む日本海溝沿いの領域において、M 8クラスのプレート間の大地震が発生する可能性があることを認識することはできたものと認められる。

(イ) 全交流電源喪失等の予見可能性

認定事実（第1款11（2））によれば、被告は、平成18年5月の第3回内部溢水、外部溢水勉強会において、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来した場合、タービン建屋（T/B）の大物搬入口、サービス建屋（S/B）の入口等からの浸水により、電源設備が機能を喪失し、それに伴って、原子炉の安全停止に関わる機器が機能を喪失する可能性があることを明らかにしていたのであるから、被告は、同月頃には、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来した場合、タービン建屋（T/B）の大物搬入口などからの浸水により、電源設備が機能を喪失し、それに伴って、原子炉の安全停止に係る機器が機能を喪失する可能性があることを認識していたものと認められる。

(ウ) M 8クラスのプレート間の大地震が発生した場合における津波の浸水高の予見可能性

認定事実（第1款18（1））によれば、被告・土木調査グループは、平成20年4月18日に東電設計株式会社から平成20年津波試算を受領しているところ、これには、津波評価技術で設定されている三陸沖の波源モデルを福島沖の日本海溝沿いに設定した場合、想定津波水位は、福島第一原発1号機ないし4号機の取水ポンプ位置でO. P. + 8. 3 m～9. 2 m、4号機の原子炉建屋（R/B）付近でO. P. + 12. 6 m、タービン建屋（T/B）付近でO. P. + 12. 0 m、敷地南部でO. P. + 15. 7 mとなる旨記載されているのであるから、被告は、遅くとも同月頃には、福島沖の日本海溝沿いの領域でM 8クラスのプレート間の大地震が発生した場合、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来する可能性があることは認識していたものと認められる。

エ 平成20年津波試算に関する被告の対応に関する検討

(ア) 前記ウのとおり、被告は、遅くとも平成20年4月頃には、福島第一原発において、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来する可能性があることを認識していたものと認められるところ、認定事実（第1款18

(3)）によれば、これにつき、被告は、〈1〉平成14年長期評価の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるので、当該知見については、電力共通研究として土木学会に検討してもらい、しっかりととした結論を出してもらう、〈2〉その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等を行う、

〈3〉耐震バックチェックは、当面、平成14年の津波評価技術に基づいて実施するという方針を決定し、〈4〉土木学会の委員を務める有識者に以上の方針について理解を求めるという対応をするにとどまっていることを認めることができる。

(イ) このような対応の当否又は適否について検討するに、認定事実によれば、〈1〉土木学会・津波評価部会が平成16年に実施した地震学者等に対するアンケート調査では、当時、日本海溝沿いの領域で発生する津波地震につき地震学者の間でも見解が分かれていたこと（認定事実第1款8（2））、〈2〉日本海溝千島海溝調査会の北海道ワーキンググループでは、平成14年長期評価の公表以降に得られた最新の科学的知見も加えて昭和三陸地震の震源領域の南側で発生する地震について検討がされたものの、そのような地震については、防災対策の対象とすべき地震から除外されたこと（認定事実第1款

9）、〈3〉土木学会・津波評価部会が第2期（平成15年から平成18年までの間）において研究した確率論的津波ハザード解析の手法は、当時、開発途上の段階にあり、標準的な評価手順は確立していなかったこと（認定事実第1款8（1））、〈4〉被告がK論文を公表した頃に行った確率論的津波ハザード解析では、福島第一原発1号機から4号機について、O.P.+10mを超える津波が到来する確率は10万年から100万年に1回の確率であると算出していたこと（認定事実第1款12（1）及び（2））、〈5〉土木学会・津波評価部会が第3期（平成18年から平成21年までの間）において実施し、地震学者の比重を4倍としたアンケート調査では、「過去に発生例がある三陸沖……とi q沖……でのみ過去と同様の様式で津波地震が発生する」という見解が有力であったこと（認定事実第1款13（1））などの諸事情が認められる。

このような諸事情に照らせば、本件事故発生前、被告において、平成20年津波試算における想定津波のような津波が到来する可能性は完全には否定できないものの、そのような津波が到来する可能性は極めて低く、現実的な可能性はないと認識していたものとしても、著しく合理性が欠けるとまでは認められず、また、上記の認識に基づく対応についても、著しく合理性が欠けるとまでは認められない。

したがって、被告において、本件事故の発生について認識し、かつ、これを認容していたという故意があったと認めることはできず、また、被告に故意と同視すべき重過失があったと認めるることもできない。

（2）被告の悪質性・非難性

ア 被告は、不法行為による精神的損害の額の認定に当たり、加害者に故意と同視し得るような悪質な事情がある場合に、このような加害者の帰責性も考慮要素になり得ることについて争うものではないところ、原告らは、被告の悪質性・非難性についても別途主張しているが、以下のとおり、これに係る主張は、いずれも被告に故意又はこれと同視すべき重過失があったという主張を敷えんするものである（これに係る主張が被告の過失責任を明らかにすることを敷えんするものであることは、原告らも自ら主張している。）ところ、慰謝料を更に特別に増額する事由の有無を検討する限り、被告に故意又はこれと同視すべき重過失があるとは認められないことは、前記（1）で認定判断したとおりである。

イ 被告が採るべき措置を採っていないかった悪質性・非難性

原告らは、様々な知見の蓄積や原子力発電所の安全性に関する様々な指摘の存在にもかかわらず、被告は、自分の都合の良い情報ばかりを信じ、自分に都合の悪い情報を合理的な理由なく排除し、採るべき措置を探らず、その結果、本件事故を引き起こしたものであり、被告の悪質性は極めて大きいと主張するが、同主張は、被告が津波評価技術に基づく想定津波を上回る規模の津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず、必要な津波対策を探らなかつた旨述べるものであり、実質的には、被告の過失に係る主張と同一の主張というべきである。

ウ 市民団体による地震・津波対策の申入れを無視してきた悪質性・非難性

（ア）原告らは、〈1〉被告は、事故が起こることを念頭に、人口密度が低く、大都市から離れたa b町に目を付け、第一次産業中心で、産業が零細な点に付け込み、切り崩しと取り込みを行つて、a b町を「（省略）」へと変貌させた、〈2〉原告番号1-1の原告らが被告に対して事故が起きたたびに抜本的対策を取るように何度も申入れを行い、過酷事故を未然に防ごうと努力してきた、〈3〉それにもかかわらず、被告は、事故対策の要求や是正の要求には、全く聞く耳を持たず、稼働率を経営課題と設定し、事故対策を長年にわたり怠ってきた、〈4〉このような長年にわたる訴えを無視し続けてきた被告の姿勢は、a b町の住民全てを侮辱し、住民らの犠牲の上で、自己の経済的利益のみを追求するものであつて、極めて悪質であるなどと主張する。

原告らの上記主張は、被告がe f地域を原発立地地域として選出した経過や、原告らの一部が被告に対して福島第一原発や福島第二原発について地震・津波による危険性を指摘してきた事実を明らかにし、被告は津波評価技術に基づく想定津波を上回る規模の津波によって冷却機能が喪失して過酷事故に至る可能性を認識していたこと、被告が当該津波に対して必要な津波対策を探つていれば、本件事故を回避することが可能であった旨述べるものであり、実質的には、被告の過失に係る主張と同一の主張というべきである。

（イ）なお、市民団体を組織、運営するなどして被告に対し原子力発電所の安全性につき繰り返し申入れをしてきた原告らについて、本件事故が生じたことによる無念のほどは察するに余りあるが、この事情については、原告らの被害結果等の一つとして主張されているものではなく（仮にそうであれば、申入れをしてきた原告らと、このような運動に関わっていない原告らとで慰謝料額を認定する基礎事情が異なることになる。）、被告の行為態様等に関わる事情の一つとして主張されているものであるところ、その申入れについては、チリ地震津波級の津波が発生することなどを前提としたもので、本件津波か、そうでなくとも平成20年津波試算に係る津波と同等の津波が発生することを前提としたものではないことに照らせば、少なくとも本件訴訟においては、前記3認定の慰謝料を更に特別に増額すべき事由としてまでは考慮することができない。

（3）まとめ

ア 以上によれば、少なくとも損害論（慰謝料額の認定）の一事情として検討する限り、本件事故の発生につき、前記3認定の慰謝料を更に特別に増額すべき事由として、被告に故意又はこれと同視すべき重過失があつたとまでは認めるることはできない。

イ なお、念のため付言すると、被告は、本件事故の発生に関して、予見可能性及び結果回避義務のいずれの面からも、慰謝料の増額を基礎付けるような故意又は重過失はもちろん、過失自体も認められる余地がないと主張しているが、原賠法3条1項は、被害者保護の見地から原子力事業者の無過失責任を定めているところ、原子力事業者に過失がない場合であつても、過失がある場合と同等の責任を認めるべきであるから、仮に原子力事業者が無過失であったとしても、これを慰謝料の減額事由と解することは相当ではなく、もし被告の上記主張が自らの無過失を慰謝料の減額事由と主張するものならば、これを採用することはできない。

5 小括

（1）以上によれば、各原告らの故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料の額は、各原告に係る別紙3「認容額等目録」の「慰謝料額（既払金控除前）」欄記載の金額と認めるのが相当である。

ア なお、原告らは、平成29年6月までの期間について避難慰謝料を請求しているが、被告は、本件事故発生当時における生活の本拠が避難指示解除準備区域又は居住制限区域内に在った原告らについて、平成30年3月まで避難が継続したものとして慰謝料額を算定し、その限度で責任を認めており、原告らもこのことを債務の承認であるとして援用している。このような当事者の請求及び主張に鑑みて、本判決においては、本件事故発生当時における生活の本拠が避難指示解除準備区域又は居住制限区域内に在った原告らについては、既に帰還した原告らや新たに住居を購入して転居した原告らも含め、平成30年

3月まで避難を継続する者と同様に、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を併せた慰謝料の額を認定している。

イ また、前提事実1（1）のとおり、原告番号36-3に係る原告は平成27年10月4日に、同54-4に係る原告は平成25年11月26日に、同64-4に係る原告は平成27年10月3日にそれぞれ死亡しているが、被告はこれらの原告（被承継人）に係る分についても平成30年3月まで避難が継続したものとみなして慰謝料額を算定し、その限度で責任を認めているところ、本判決においては、本件事故に係る事情により、避難慰謝料と故郷喪失・変容慰謝料を併せた損害が本件事故発生時に生じ（遅延損害金の起算時も本件事故発生時からとなる。）、これは、上記平成30年3月までに死亡している原告らがいたとしても、その死亡する期間までの割合に応じて額が減じられる性質のものではない（単に死亡するまでの避難の期間に応じた慰謝料の額を認定しているものではない。）ことを前提として慰謝料額を認定している。

（2） そして、被告は、各原告に対し、精神的損害（「生命・身体的損害」を除く。）に係る慰謝料について、各原告に係る別紙3「認容額等目録」の「既払金（慰謝料分）」欄記載の金額を弁済しているから、故郷喪失・変容慰謝料と避難慰謝料を併せた慰謝料の額から弁済額を控除した残額は、同別紙の「慰謝料（既払金控除後）」欄記載の金額となる。

第5節 弁護士費用

本件事案の内容、原告らの請求額、そのうち被告が認める旨主張する額その他諸般の事情を考慮すると、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、各原告に係る別紙3「認容額等目録」の「弁護士費用」欄記載の金額と認められる。

第4章 結論

以上によれば、原告らの主文的請求はいずれも理由がなく、予備的請求は主文の限度で理由があるから当該部分を認容し、その余の部分はいずれも理由がないから棄却することとし、本件事故の内容、規模、性質や、いわゆる集団訴訟である本件訴訟の形態、当事者の訴訟活動の内容、上記認容部分の額等の諸事情に照らして訴訟費用の負担の裁判をし、また、訴訟外で一定額の賠償金が支払われ、あるいは被告において支払う用意があることなどの諸事情に照らして仮執行宣言は相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 島村典男 裁判官 葛西功洋 裁判官 中村雅人）

別紙2「原告代理人目録」

別紙3「認容額等目録」

別紙4 略語・用語一覧表

別紙5「避難指示等の経緯」

（図1-1）平成23年3月11日福島第一原発の半径3km圏内に避難指示、福島第一原発の半径3kmから10km圏内に屋内退避指示（省略）

（図1-2）平成23年3月12日福島第一原発の半径20km圏内に避難指示、福島第二原発の半径10km圏内に避難指示（省略）

（図1-3）平成23年3月15日福島第一原発の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示（省略）

（図1-4）平成23年4月21日福島第二原発に係る避難指示の対象区域について、半径10km圏内から半径8km圏内へ変更（省略）

（図2-1）平成23年4月22日現在の区域設定をまとめると下記のとおりとなる。（半径20m圏内は、警戒区域と避難指示区域が重複して設定されている）（省略）

（図2-2）平成23年9月30日 緊急時避難準備区域（解除後）（省略）

（図3）平成25年8月8日時点（省略）

（図4）平成29年4月1日時点（省略）

別紙8「個別の原告に関する認定判断についての補足説明」

1 居住用不動産に係る財物損害について

（1） 原告●●●（原告番号40-1）

原告●●●は、同原告に係る別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<本件事故前の居住用不動産>欄記載の未登記建物について、同原告の父親である●●●から生前贈与を受けたものであり、本件事故発生当時、同原告が所有していたと主張し、同原告の妻である原告●●●（原告番号40-2）は、本人尋問において、これに沿う供述をしている。

しかしながら、原告●●●の上記供述を裏付ける客観的証拠はなく、また、同原告の平成28年8月2日付け陳述書では、上記の未登記不動産について、「すでに遺産分割協議が行われ、すべて夫の●●●が相続しています。」と記載されている。

さらに、上記別紙の<本件事故前の居住用不動産>欄記載の不動産のうち、土地については、いずれも、原告●●●が平成6年1月6日又は同年2月18日に●●●から生前贈与されているが（甲C40-2、3、6～8）、その一方で、登記済みの建物については、生前贈与はされずに、遺産分割協議によって同原告が相続していること（甲C40-5）が認められる。

以上の事実に照らすと、原告●●●の上記供述によても、上記未登記建物について、原告●●●が●●●から生前贈与を受けたという事実を認めるに足りず、本件において、他に同事实を認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記未登記建物について、原告●●●がその父親である●●●から生前贈与を受けたものであり、本件事故発生当時、同原告が所有していたという主張は、採用することができない。

（2） 原告●●●（原告番号43-1）

原告●●●は、同原告に係る別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<本件事故前の居住用不動産>欄記載の土地をその所有者である●●●から賃借していたと主張し、同土地に関する借地権の侵害を理由として、損害賠償を請求している。

しかしながら、証拠（乙C43-6）及び弁論の全趣旨によれば、借地権者（甲）である原告●●●は、底地権者（乙）と連名で、「乙が所有し甲が建物所有目的で乙より賃借している……本件土地……にかかる本件事故による損害の賠償について、本件土地の甲乙権利の各割合を本書記載のとおり合意します。また、甲および乙は今後東京電力に対して、本件土地の損害にかかる異議を申立てないこと……に合意します。」、「2. 借地権・底地権の各割合（合計100%）」、「甲 借地権0%、乙 底地権 100%」との記載のある「借地権・底地権の各割合に関する合意書」と題する平成27年3月1日付け書面に底地権者とともに署名及び押印して、被告に同書面を提出し、これに応じて、被告は、底地権者に対し、借地権割合20%を差し引かず、対象となる土地の評価額全額を賠償したことが認められる。

以上によれば、原告●●●は、被告及び底地権者との間で、同原告が賃借している土地につき、借地権割合を0%とする旨合意したか、その旨確認したものと認めることができる。

そうすると、本件訴訟において、原告●●●の借地権侵害を理由とする損害賠償請求には理由がない。

（3） 原告●●●（原告番号45-1）

原告●●●は、本件事故発生当時、同原告に係る別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<本件事故前の居住用不動産>欄記載の不動産について、同原告の妻である原告●●●（原告番号45-2）の父親である●●●から、月額5万円で賃借していたと主張し、原告●●●は、本人尋問において、これに沿う供述をしている。

しかしながら、契約書や賃借料の支払を記録した書証等、原告●●●の上記供述を裏付ける客観的証拠はないこと、また、原告●●●は、当初、上記の不動産を無償で使用していたと主張していたことによれば、同原告の上記供述は直ちに信用することができず、他にこのことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告●●●が●●●から上記不動産を月額5万円で賃借していたという主張は、採用することができない。

（4） 原告●●●（原告番号49-1）

原告●●●は、本件事故発生当時、同原告に係る別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<本件事故前の居住用不動産>欄記載の未登記建物（借家）を賃借していたと主張する。

しかしながら、原告●●●は、賃料の額を主張しないだけでなく、関連する証拠として上記借家の敷地に関する不動産登記記録全部事項証明書（甲C49-2）及び評価証明書（甲C49-3）を提出するのみであるから、借家の存在そのものや、借家の構造又は間取りなども全く不明であるというほかなく、同原告が上記借家を賃借していたという事実を認めることはできない。

したがって、原告●●●が上記借家を賃借していたという主張は、採用することができない。

（5） 原告●●●（原告番号51-1）

原告●●●は、本件事故発生当時、同原告に係る別紙7「原告各論 原告らの被害の概要」の<本件事故前の居住用不動産>欄記載（1）の土地を所有していたと主張する。

しかしながら、証拠（甲51-3、原告●●●本人）によれば、上記土地の不動産登記記録では、平成13年11月の代物弁済によって原告●●●からその実弟である●●●に所有権が移転し、さらに、平成24年5月の贈与によって●●●から同原告の妻である原告●●●（原告番号51-2）に所有権が移転していることを認めることができる。

そして、証拠（原告●●●本人）及び弁論の全趣旨によれば、●●●は被告から上記土地に係る賠償金を受領したもの、原告●●●は、本人尋問において、●●●に対し、被告から受領した賠償金を返還するように要請したことなく、今後も、そのような要請をする予定もないと述べていることが認められる。

以上によれば、本件事故発生当時における上記土地の所有者は、●●●であったと認めるべきである。

したがって、本件事故発生当時、原告●●●が上記土地を所有していたという主張は、採用することができない。

2 故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料について

（1） 原告●●●（原告番号20-3）

証拠（甲C20-14）及び弁論の全趣旨によれば、原告●●●は、平成3年4月30日から平成23年3月16日までの間、a i市に所在する●●●に入院していたことが認められ、このような長期の入院期間からして、本件事故発生当時、●●●を生活の本拠としていたことが認められる。そして、同証拠及び弁論の全趣旨によれば、同原告は、本件事故後、上記16日から同年6月15日までの間、埼玉県に所在する●●●に転院したこと、同日、●●●に戻り、その後は同病院に入院していることが認められる。

これについて、原告●●●は、本件事故発生当時における生活の本拠がa a町にあったと主張しているが、●●●における同原告の生活状況、●●●から●●●に転院した経緯、●●●における同原告の生活状況、●●●に再入院した経緯等について、具体的な主張立証まではしておらず、同原告の被害の状況は明らかでない。

そうすると、原告●●●について、被告が認める8万円を超える額の慰謝料の損害賠償請求権が発生したと認めるることはできない。

（2） 原告●●●（原告番号37）

ア 原告●●●は、平成18年頃から、a d町に所在する会社の寮に単身赴任しており、本件事故発生当時における同原告の生活の本拠は、a d町にあったと認められる。

しかしながら、証拠（甲C37-1、甲C37-9、原告●●●本人）によれば、原告●●●は、昭和45年に東京のブ

ラント輸送会社に就職し、その後、全国各地や海外に赴任したこと、昭和60年頃に結婚して、a i市（以下略）のアパートを借りたこと、その後、2人の子供が生まれたこと、平成2年に●●●に転職したこと、平成5年にa i市i n町の妻の実家に家族で移り住んだこと、平成18年頃からは、a d町に所在する会社の寮に単身赴任していたが、住民登録はa i市i n町のままであったこと、家族は、引き続き、a i市i n町の自宅に居住していたことが認められる。

以上の事実によれば、本件事故発生当時にa d町に生活の本拠があった他の原告らと比較すると、原告●●●とa d町との結び付きは強いものとはいえないから、慰謝料額を認定するに当たっては、a d町に生活の本拠があった他の原告らと同様に扱うことはできない特段の事情があるというべきである。

イ また、原告●●●は、将来的には、高校卒業時まで居住していたa e町に戻って生活する予定であったが、本件事故によってa e町に戻ることを断念せざるを得なかつたと主張する。しかしながら、例えば、本件事故と近接した日にa e町に戻ることが既に決まっており、具体的な準備が進められていたというような事情は見当たらず、そうすると、同原告については、いざれa e町に戻りたいという希望を有していたとしても、これは事実上の期待や願望にすぎず、法律上保護される利益と認めるには疑問が残るから、a e町に戻ることを断念せざるを得なかつたことについて、賠償されるべき精神的苦痛や無形の損害が生じたと認めることはできない。

ウ 以上で認定した事実に加え、証拠（甲37-10、原告●●●本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告●●●は、本件事故発生当時、茨城県e h村の●●●に出張勤務していたこと、本件事故の翌日である平成23年3月12日以降は茨城県e h村の会社の寮に居住していたことなどが認められることなどを総合的に考慮すると、同原告の故郷喪失・変容慰謝料及び避難慰謝料の額は、慰謝料分の既払金150万円を超えないものと認められる。

（3） 原告●●●（原告番号60-3）

ア 原告●●●は、本件事故発生当時、神奈川県a j市に生活の本拠を有しており（当事者間に争いがない事実）、生活の本拠としていた地域からの避難を余儀なくされたとは認められない。

そうすると、原告●●●は、本件事故によって、本件事故発生当時に生活の本拠としていた地域における平穏な生活が害されたとは認められず、当該地域における地域社会から享受していた利益を失ったとも認められない。

イ これに対し、原告●●●は、大学卒業後はa e町に戻って生活する予定であったが、卒業論文のテーマとして原爆症を選び、原爆症について調査をするうちに低線量被ばくの恐ろしさを知り、a e町に帰還したいと思えなくなったと主張する。

しかしながら、例えば、本件事故と近接した日にa e町に戻ることが既に決まっており、具体的な準備が進められていたというような事情は見当たらず、そうすると、原告●●●については、前記（2）イ同様、事実上の期待や願望が消失したものにすぎないから、a e町に帰還したいと思えなくなったとしても、これにつき賠償されるべき精神的苦痛や無形の損害が生じたと認めることはできない。

ウ 以上によれば、原告●●●の予備的請求は理由がない。

（4） 原告●●●（原告番号61-4）

原告●●●は、本件事故から1年1ヶ月余りが経過した平成25年（以下略）に生まれたものであるから、同原告について、被告が認める620万円を超える額の損害賠償請求権が発生したとは認められない。

（5） 原告●●●（原告番号82-7）

ア 原告●●●は、本件事故発生当時、富山県a h市に生活の本拠を有しており（当事者間に争いがない事実）、生活の本拠である地域からの避難を余儀なくされたとは認められない。

そうすると、原告●●●は、本件事故によって、本件事故発生当時に生活の本拠としていた地域における平穏な生活が害されたとは認められず、当該地域における地域社会から享受していた利益を失ったとも認められない。

イ これに対し、原告●●●は、将来は地元で高校の教員になるために教員採用試験の準備をしていたが、N市f e区が避難指示区域に指定され、地元で教職に就くことは当分の間難しくなったため、他の土地で教職に就くことや就職そのものに対する希望を持てなくなつたと主張し、同原告の陳述書にも、これに沿う記載がある。

しかしながら、N市f e区で教職に就くことが当分の間難しくなつたとしても、他の地域で教職その他の職業に就くことに支障はないし、また、例えば、本件事故と近接した日にN市に戻ることが既に決まっており、具体的な準備が進められていたというような事情も見当たらない。

そうすると、原告●●●については、前記（2）イ同様、将来的に地元で高校の教員になりたいという事実上の期待が消失したにすぎないから、これにつき賠償されるべき精神的苦痛や無形の損害が生じたと認めることはできない。

ウ 以上によれば、原告●●●の予備的請求は、理由がない。

以上